

文教厚生委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決・認定されました

大川市印鑑条例の一部改正

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、氏に変更があった場合、本人からの届出により旧氏を住民基本台帳に併記できることとされるとともに、外国人に係る住民票登録について、カタカナ等での通称登録が可能となっているので、印鑑登録においても、旧氏等での登録ができるよう所要の改正を行うものです。

具体的には、婚姻等で氏に変更があった場合に、従来使用してきた氏を住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書等に併記をして証明することができるようになるというものです。

問 旧氏が複数ある場合は。

答 戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から一つを選んで住民票等に併記することができます。

大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

本年10月からの幼児教育、保育の無償化に伴い、国の関係法令が改正されたので、これに準じて所要の改正を行うものです。

内容は、まず、文言の整理として、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正し、副食費については、保護者が負担し、園が徴収することとされているが、保護者の所得等に依りて副食費を免除するものです。

次に、特定地域型保育事業者は、職員の病気や休暇等に対応できるような代替保育を実施するための連携施設を確保することや卒園後も継続して保育を受けられるように連携施設を確保することが義務付けられているが、連携施設の確保が著しく困難と市長が認める場合は、一定の条件を満たせば、連携施設の確保を不要とするものです。また、3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、市長が適当と認める場合は、連携施設の確保を不要とするものです。

大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部改正

本年10月からの幼児教育、保育の無償化に伴い、国の関係法令が改正されたので、これに準じて所要の改正を行うものです。

内容は、文言の整理として、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改正する等です。



大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大とともに、市町村における合議制機関の設置が明記されたこと等を踏まえ、合議制の機関として、大川市災害弔慰金等審査会に関する規定を新たに定める等、所要の改正を行うものです。

問 大川市災害弔慰金等審査会の委員は、どのような方々で構成されるのか。

答 学識経験を有する者の中から市長が委嘱するとしており、死亡等が災害によるものかどうかの判定を要することから、医師や弁護士等に委嘱することになると考えています。

30年度国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定

歳入 44億4千772万632円
歳出 47億5千308万4千511円
差引 △3億536万3千879円

歳入歳出差引額がマイナスとなった主な要因は、以前から決算で生じていた歳入不足に対して行っていた繰上充用による補てんに加え、30年度の単年度収支の歳入不足額が2千480万3千517円生じたことによるものです。

問 歳出の国民健康保険事業費納付金に関し、一般被保険者医療給付費分の一人当たりの納付金額は。

答 13万2千461円ですが、これは、全国的に各自治体の国民健

康保険の財政状況が厳しいことから、国の激変緩和措置により、一人当たりの納付金額は、かなり減額しています。

問 歳入の特別交付金の内容は。

答 保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金、都道府県繰入金、特定健診等負担金という、普通交付金とは異なる特別な事情で交付されるもので、中でも、保険者努力支援制度とは、特定健診や特定保健指導等の受診率、国保税の収納率、ジェネリック医薬品の推進状況等により交付されるものです。

30年度後期高齢者医療事業 特別会計歳入歳出決算認定

歳入 5億6千911万1千517円
歳出 5億6千616万2千133円
差引残額 294万9千384円

30年度介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定

歳入 36億6千918万9千526円
歳出 35億7千529万9千35円
差引残額 9千389万8千591円
(介護保険事業動定と
介護サービス事業動定の計)



問 災害臨時特例費の内容は。

答 東日本大震災により被災された、被保険者の利用者負担等に対し、財政的支援を行うもので、本市にも東北地方より避難された被災者の方がおられ、介護サービスを利用されたため、利用料の自己負担となる1割分を公費で賄ったものであり、財源については、国の補助金で賄われます。

31年度介護保険事業 特別会計補正予算

9千335万7千円増額
予算総額 40億6千335万7千円

今回の補正は、介護保険事業動定において、介護給付費準備基金積立金及び30年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費の補正です。

産業建設委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決・認定されました

30年度上水道事業会計 未処分利益剰余金の処分

30年度の未処分利益剰余金 12億8千364万6千965円
このうち1億2千578万5千円を建設改良積立金へ
残余の11億5千786万1千965円は繰越

30年度上水道事業会計決算認定

◎上水道事業の経営成績(税抜き)
総収益 7億4千49万7千679円
総事業費 7億696万8千243円
純利益 3千352万9千436円

◎資本的収支(税込み)

収入 1千151万4千303円
支出 2億6千21万6千419円
収支 △2億4千870万2千116円
不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てん

問 給水状況の有収率が85・9パーセントとなっているが、有収率を上げるための対策は。

答 平成29年度から3か年にわたって漏水調査を行っており、漏水が確認された際には、早期に修繕を行っています。目に見えない所での漏水も多く、今後は、状況を見極めながら、不明水などの漏水を減らしていくことが重要であるため、継続した調査が必要です。

30年度下水道事業 特別会計歳入歳出決算認定

歳入 9億5千136万829円
歳出 9億4千667万5千278円
差引残額 468万5千551円

なお、この残額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだものです。

問 2款1項1目工事請負費で、不用額が多い理由は。

答 以前の下水道工事の際、各家庭に汚水桝を設置するための取付管工事が、家屋の建て替え等の諸事情により、設置できなかった箇所について、随時要望に対処できるように予算を計上していましたが、想定より要望が少なくなったことによるものです。